

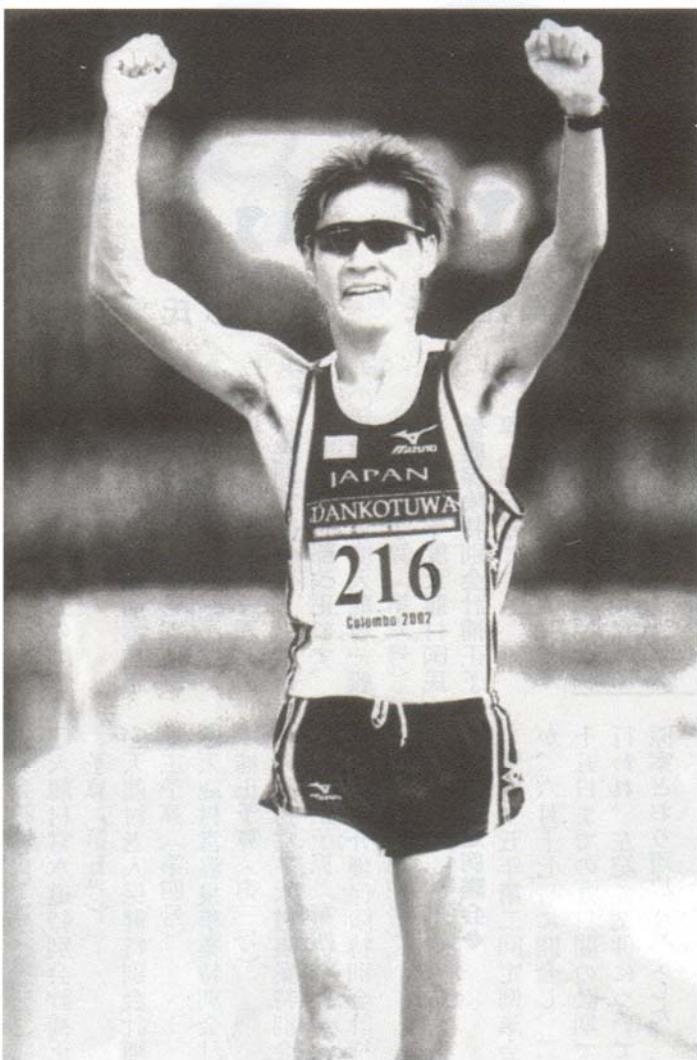
て 広 報 天 龍

第95号

2003年7月24日

私たちの村
—7月1日現在—
人口 2,180人
男1,012人 女1,168人
世帯数 959世帯

発行 天龍村役場
編集 総務課
印刷 斎藤印刷所



北区吉澤勉さんの長男吉澤永一君が、来る八月二十日からパリで開催される第九回世界陸上選手権の男子二十キロ競歩の日本代表選手に選ばれ出場します。

選手権大会は八月二十三日から八月三十一日まで行われますが、吉澤選手の出場する男子二十キロ競歩は二十三日開会式前の現地時間午前九時三十分から（日本時間二十三

日午後五時三十分）競技開始となる予定です。吉澤選手はこの大会で良い成績を収め来年のアテネオリンピックの代表選手となりメダルを取る事を目標にしています。

経歴

昭和五十五年九月五日生天龍中学校卒業後飯田高校で競歩を始める。高校三年神奈川国体少年男子五千メートル競歩で優勝。明治大学へ進学一・二年生の時、全日本インカレ一万メートル競歩で優勝、三年では二位となる。

昨年八月スリランカで開かれたアジア選手権二十キロ競歩で優勝、十月のワールドカップでは三十八位となる。

今年四月（明治大学を卒業）長谷川体育施設北陸営業所（金沢市）へ就職。写真は昨年スリランカで行われたアジア選手権で日本選手の金メダル一号の優勝シーンです。

頑張れ
吉澤永一選手
第九回世界陸上選手権出場!!

天龍村出身のオリンピック選手が誕生しようとしています。村民の皆さんのお温かいご支援をお願いします。

納税は口座振替をご利用ください

議会だより

◆第一回臨時議会◆
平成十五年第一回天龍村議会臨時会は、四月三十日開会され、議長、副議長の改選や各常任委員会等の選任が審議され、次のとおり決定しました。

監査委員

秦治三夫
板倉幸正
松下平一

議長 宮澤忠
副議長 村澤庄治



議会運営委員会	議長	宮澤忠
委員長	副議長	村澤庄治
副委員長	委員	堤本伊那人
委員	副委員長	秦治三夫
委員	委員	関浦雅志
委員長	副委員長	坂本達春
副委員長	委員	遠山平一
委員	副委員長	熊谷幸正
委員長	委員	金田今朝文
委員	副委員長	板倉良三
委員長	委員	村澤庄治
副委員長	委員	堤本伊那人
委員	副委員長	村澤忠
議会運営委員会	議長	宮澤忠

可決された案件

- 課設置条例の一部改正
- 内容は、合併対策室設置に伴う条例の一部改正です。
- 天龍村職員定数条例の一部改正
- 内容は、平成十五年度四月一日現在の各課・所の職員定数を定めたものです。

- 天龍村税条例の一部改正
- 内容は、地方税法の改正に伴う、条例の一部改正です。
- 天龍村国民健康保険税条例の一部改正
- 内容は、地方税法の改正に伴う、条例の一部改正です。
- 天龍村特別土地保有税審議

会計名	補正前の額	補正額	計
一般(第6号)	2,865,372	80,657	2,946,029
国民健康保険(第5号)	220,319	△1,872	218,447
社会就労センター(第4号)	40,824	△361	40,463
村営水道(第5号)	104,676	△83	104,593
老人保健(第4号)	394,027	△6,181	387,846
村営温泉事業(第3号)	69,371	△860	68,511
村営下水道事業(第4号)	163,887	△497	163,390
介護保険(第4号)	239,300	△39,002	200,298

可決された案件

- 天龍村福祉医療費資金貸付基金条例の制定
- 内容は、福祉医療の一部自己負担額の支払いに充てる資金の為の貸付基金条例を新たに制定しました。
- 天龍村福祉医療費支給条例の全部改正
- 内容は、役場窓口での福祉医療給付金申請の簡素化及び貸付基金条例制定に伴う条例の全部改正です。
- 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する

- 会を廃止する条例
内容は、同審議会の廃止に伴うものです。
- 天龍村和知野川緑地等利用施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正
 - 内容は、施設の管理運営を民間委託することに伴う条例の一部改正です。
 - 天龍村和知野川緑地等利用施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正
 - 内容は、国民健康保険税額及び税率の引上げに伴う条例の一部改正です。
 - 天龍村老人保健特別会計補正予算(第五号)
 - 内容は、国民健康保険税額及び税率の引上げに伴う条例の一部改正
 - 天龍村営温泉事業特別会計補正予算(第三号)
 - 内容は、国民健康保険税額及び税率の引上げに伴う条例の一部改正
 - 天龍村介護保険特別会計補正予算(第四号)
 - 内容は、国民健康保険税額及び税率の引上げに伴う条例の一部改正
 - 天龍村手数料徴収条例の一部改正
 - 内容は、住民基本台帳ネットワークシステム導入に伴う、I・Cカード交付手数料の徴収に関する条例の一部改正です。
 - 天龍村農産物販売所の設置及び管理運営に関する条例の一部改正
 - 内容は、管理運営受託者への施設利用料の收受に関する条例の一部改正
 - 天龍村ふるさと味覚小屋の設置及び管理運営に関する条例の一部改正
 - 内容は、管理運営受託者への施設利用料の收受に関する条例の一部改正です。
 - 天龍村和知野川緑地等利用施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正
 - 内容は、管理運営受託者への施設利用料の收受に関する条例の一部改正です。

平成15年7月24日

- 熊谷久村
- 村澤庄治
- 一、携帯電話利用が不可能な地域解消について
- 二、住民基本台帳ネットワークについて
- 三、林道工事の施工管理について

一般質問

- 監査委員の選任同意について
- 内容は、監査委員に松下平一さんが選任され同意されました。
- 監査委員に松下平一さんが選任され同意されました。
- 平成十五年度天龍村一般会計補正予算(第一号)
- 平成十五年度天龍村営水道特別会計補正予算(第一号)
- 平成十五年度天龍村老人保健特別会計補正予算(第一号)
- 平成十五年度天龍村営温泉事業特別会計(第一号)
- 平成十五年度天龍村営下水道事業特別会計補正予算(第一号)

平成15年度 補正予算

(単位:千円)

会計名	補正前の額	補正額	計
一般(第1号)	2,608,000	55,786	2,663,786
村営水道(第1号)	63,129	2,247	65,376
老人保健(第1号)	400,532	5,705	406,237
村営温泉事業(第1号)	52,572	425	52,997
村営下水道事業(第1号)	84,499	8,063	92,562



松下 平一 氏

人権擁護委員に 関口 達也さん

人権擁護委員として宮澤寛樹さん(中央区)、村松良仁さん(戸口区)の二名が活躍されておりましたが、この度七月から村松良仁さんの後任として関口達也さん(鳶巣区)が、法務大臣より委嘱されました。



関口 達也 氏



宮澤 寛樹 氏

- 堤本伊那人
- 一、住民基本台帳ネットワークリスクについて
- 二、ディサービスセンターの運営状況について
- 三、阿南病院の迎車確保について

新監査委員(議会)に 松下 平一 氏

行政相談委員に 野竹範一さん

この度、六月定例議会の同意により、五月二十一日付けで監査委員(議会)を退任せられた宮澤忠氏の後任として、松下平一氏が新監査委員に選任されました。任期は、平成十七年四月までとなっています。

松下氏は、昭和六十年四月に村議会議員に初当選後、平成元年には総務社会委員長、

平成九年五月からは議会議長を務められました。監査は、村財政の適正な運営と公正を確保するために行われています。監査委員は、毎月または、住民の方や議会などからの請求により、それらの調査をする重要な職となっています。

監査は、天龍村平岡九四七番地三号

電 話
三三一一四七九

行政相談委員は、相談所開設による相談日のほか、自宅でも皆さんのご相談に応じてください。なお、相談は無料で秘密は守られます。

●宮澤寛樹委員
住 所
天龍村平岡六六八番地
電 話
三二一一五九一

●関口達也委員
住 所
天龍村平岡一五九〇番地一
電 話
三三一一三四七

人権擁護委員は、いつでも住民の方々の人権相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で秘密は守られます。

合併のこと 考えてみませんか?



~3か町村の税財政シミュレーション(推計)を作成しました~ 村内7カ所で地区懇談会を開催

村では、天龍村合併問題検討委員会の議論や南部7か町村長会での話し合いを踏まえ、天龍村、阿南町、売木村の3か町村で推計方法を統一し、自立した場合、3か町村が合併した場合の税財政シミュレーション(推計)と3か町村の行政サービス等の現況比較を作成し、過日、区長さんを通して資料を配布させていただきました。

7月14日から8月4日の間に、村内7カ所で配布しました資料により、懇談会を開催しているところです。是非、多くの皆様にご参加いただきますようお願いします。

また、4月以降の南部7か町村長会での話し合いなど合併を巡る当村の状況は以下のとおりです。

なお、次ページにあるグラフは、3か町村が合併した場合の歳入歳出の推移と、3か町村それぞれ自立した場合と合併した場合のそれぞれの地方交付税の比較をまとめたものであります。合併した場合、平成30年から歳出が歳入を上回る(赤字)状態になります。

●平成十五年度経過報告● (七月一日現在)

去る三月二十八日開催の飯田市合併問題検討委員会で、飯田市下伊那郡一市、南部七か町村、南部三か町村の順に合併を前提ではないが、調査研究について出来るところから協議を始めて見てはというこ

とであります。
ご承知のとおり一郡一市、南部七か町村については、四月七日開催の町村長の話し合いで纏まらず、そのときの町村長の意見として、下條村・泰阜村は自立、上村・南信濃村は三遠南信合併構想も選択肢としてあり、飯田市への合併を模索中、残る天龍村・阿南町・売木村は当面事務担当レベルで統一した推計方法により、税財政のシミュレーション、現在の行政サービス等の比較検討を実施することとなり、以降県と相談しながら、自立・合併についての判断材料としての資料を作成しました。

また、飯田市長が合併申入れの時期について、六月末が最終期限と表明したことを受け、緊急に六月二十三日ですが南部七か町村長の話し合いがもたら、結論として七か町村といえども地形、人口等

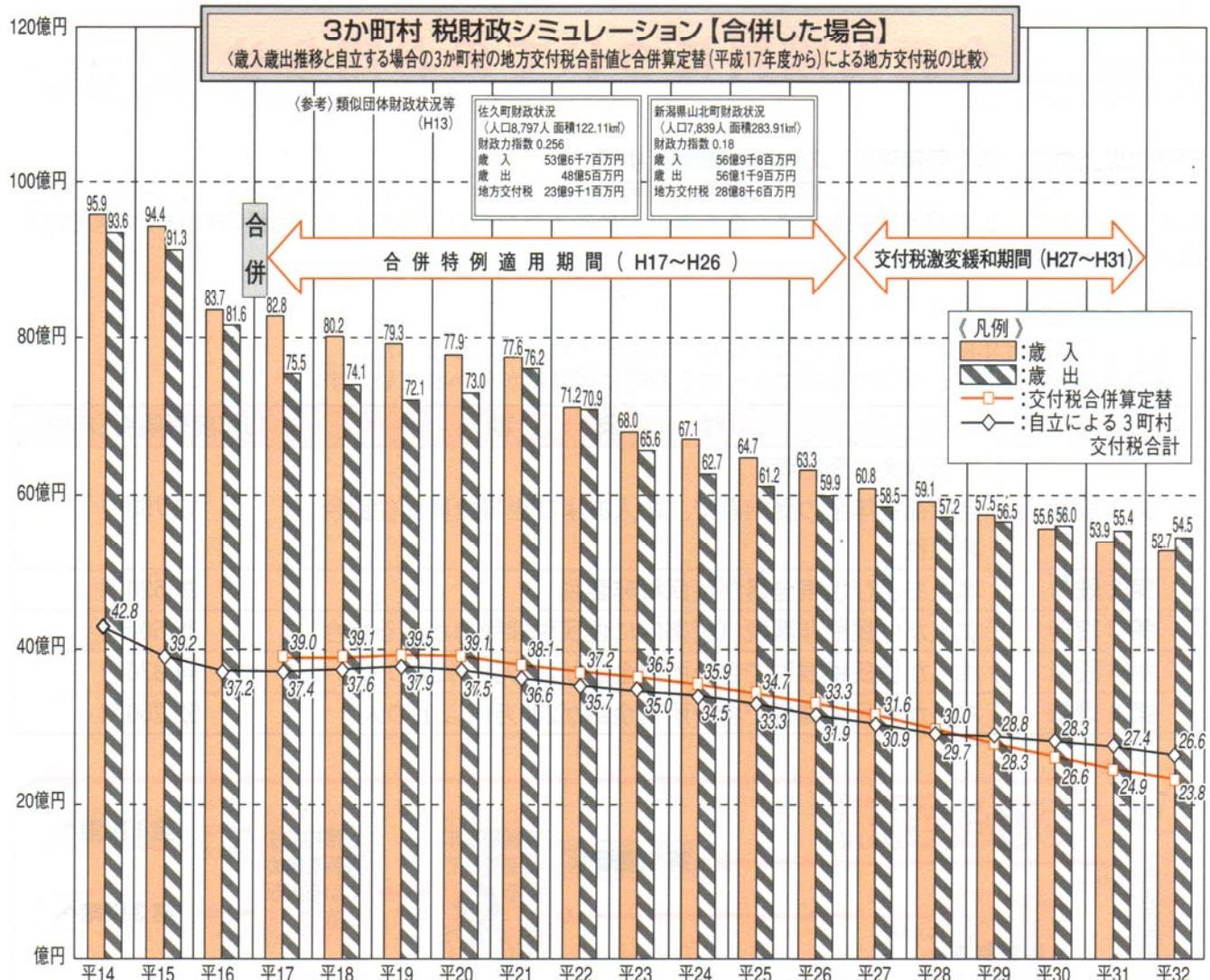
の中でも、国において様々なか間報告等が出されることはありますが、明確な状況でない

な、ブロック会議終了後、阿南町役場にて今回三か町村で作成した資料について三か町村長、総務課長同席で事務局より説明を行い、合わせて今後の予定について協議を行いました。

違い、問題点もあり現時点で統一的見解はだせない。いつもメニューでグリーブができるが門戸をひろげたグループとし、次の三点を確認しました。

- ①・南部七か町村纏まって六月中の飯田市への合併協議の申し入れはしない。
- ②・十一月の地方制度調査会最終答申までは各町村それぞれの責任において活動する。
- ③・それぞれの枠組みは飯田市との合併を選択肢としている上村・南信濃村、近隣での合併研究協議の天龍村・阿南町・売木村、自立を模索する下條村・泰阜村であります。

但し、今年十一月に地方制度調査会の最終答申が出た段階で再度七か町村で協議をし、状況によりこの枠組みについても再編成される場合も出てくることがあるとの結果になりました。



三位一体の改革とは?
 三位一体とは、国庫補助負担金・地方交付税・税源委譲を含む税源配分のあり方を同時に見直すという事です。

国庫補助負担金・地方交付税を削減する事で国の歳出削

減を進め、代わりに一定の財源を国から地方に委譲するものであります。



***今後の予定**
 三か町村申し合わせにより、八月の盆前頃までに、今回の資料を基に各地区懇談会を実施し、懇談会終了後、住民アンケートの実施を予定しております。

今後行います住民アンケートに御協力をお願いします

介護保険料についてのお知らせ

○65歳以上の方（第1号保険者）の保険料の決まり方

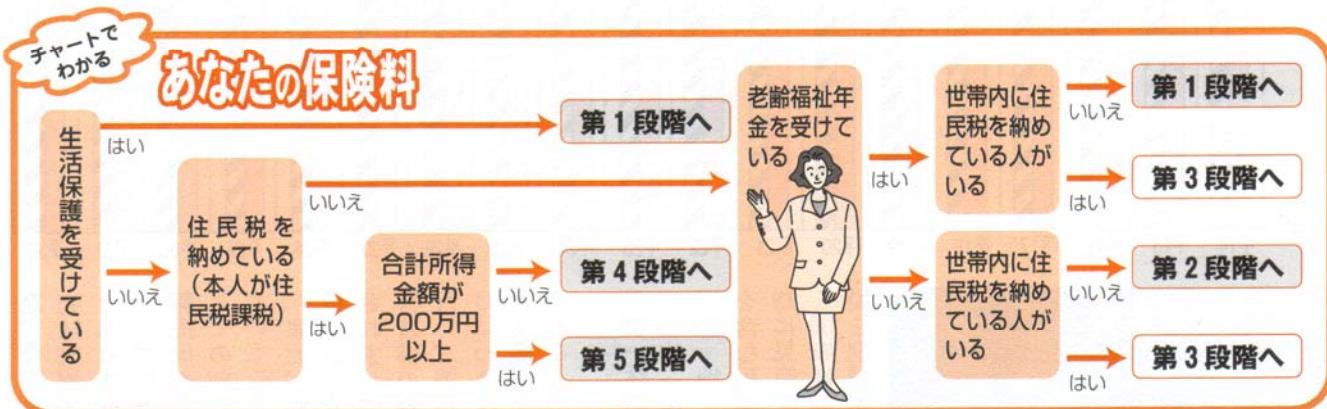
天龍村の介護サービスにかかる費用の総額（利用者負担分を除く）の約18%分に応じて、保険料の基準額が決まります。この基準額をもとに、低所得の方に過重な負担とならないように段階に分けて保険料が決められています。

○天龍村の保険料額は？

天龍村では、今年度より3年間の保険料を下の表のとおり決定しました。

基準額は第3段階で、所得の段階によって5段階に保険料が分かれています。

段階	対象者	15年度保険料(年額)
第1段階	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税	17,750円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税	26,620円
第3段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がいる場合）	35,500円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	44,370円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	53,250円



○保険料の納め方

保険料の納め方には、「特別徴収（年金天引きによる方法）」と「普通徴収（現金、口座からの振替による方法）」の2種類があります。

○納め方はどうやって決まるの？

基本的には皆さん年金からの天引きですが、下記事項等に該当する方は年金からの天引きができませんので、現金により納めていただくこととなります。

- ・老齢（退職）年金が年額18万円以下の方

☆この他にも、平成15年度中に

- ・65歳になった方
- ・他の市町村から転入された方
- ・所得段階の区分（5段階）が変更になった方
- ・4月1日の時点で年金を受けていなかった方 など



○納め方

①年金天引きによる方法の場合

年金の定期支払の際に年金からあらかじめ差し引かれています。支払月は、偶数月の年6回です。

②現金、口座からの振替による場合

毎月、役場から郵送された納入令書により現金にて納めていただくか、金融機関の口座より振替させていただきます。支払月は、毎月の年12回です。

○仮算定と本算定

介護保険料額は、所得の状況が確定しないと決定しません。そのため、所得状況が確定する前に保険料を暫定的に算定する「仮算定」と、所得状況が確定してから算定する「本算定」を行って保険料を決定しています。

○仮徴収と本徴収

天龍村では、「仮算定」した額で仮徴収し、「本算定」で正式に保険料額が決定したときに、その差額分を本徴収にて納めていただいている。

なお、仮徴収の額は前年度の最終の納期の額と同額としています。

仮徴収と本徴収のパターンは次のとおりです。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	仮		仮		仮		本		本		本	
普通徴収	仮	仮	仮	本	本	本	本	本	本	本	本	本

※仮：仮徴収、本：本徴収

○新しい保険料額による徴収はいつから？

①特別徴収の場合

前年度から引き続いて特別徴収の方が、新しい保険料額で納めていただくのは10月分からになります。それまでは、前年度の2月分と同額を仮徴収として納めて頂いていますので、新しい保険料額から、4月～6月に納めて頂いた分を除いた額を10月・12月・2月で納めて頂く事となります。

今回の保険料改定により増額となった部分についても10月より納めて頂くこととなり、高額になる場合もありますのでご承知おきください。

②普通徴収の場合

7月より新しい保険料で納めて頂きます。

4月～6月に納めて頂いた分を除いた額を7月～翌年3月で納めて頂く事となります。

分離槽（グリーストラップ・グリース阻集器ともいいます。）は、営業店には設置が義務付けられている場合があります。特に飲食店や印刷所、理髪店など油や薬品類の使用が一般家庭より多い場合には、それらを取り除くために設置することとなっております。また、学校の給食施設や施設職員等への食堂がある場合にも設置をしております。しかし分離槽は浄化槽や下水道と違うため、油等を分離するだけで、浄化することができません。

そのため、次のこととに注意をして分離槽の清掃点検を徹底してください。

○油類は分離净化できないため下水道や浄化槽、また側溝や川などには絶対に流さないでください。

○分離槽は施設の利用頻度などにもよりますが、基準では週一回の清掃が必要となることがあります。清掃がないと油等が溜まつてしましますので、頻繁に清掃を行ってください。

8月は「電気使用安全月間」

電気設備の安全点検をして電気は正しく安全に使いましょう

こんなことしていませんか？

電気のご相談は
『中部電気保安協会 飯田営業所
☎0265(23)3452』



不明な点等ございましたら建設課上下水道係または住民課生活環境係までお問い合わせください。

○分離槽を清掃した際に出る油等の上澄みは、新聞等に含ませて「燃やすゴミ」で出してください。絶対にそのまま下水道や浄化槽、また側溝や川に流すことはしないでください。

分離槽の清掃点検について
（営業店の皆さんへ）

●国保税率の改定について●

平成15年度の国民健康保険税率は、次のように決定となりましたのでお知らせします。

40歳から64歳までは介護保険料分もあわせて徴収されます。

(医療分)

所得割	4.70%	均等割	16,000円	
資産割	28.50%	平等割	26,000円	課税限度額 530,000円

(介護分)

所得割	1.30%	均等割	8,600円	
資産割	12.00%	平等割	5,200円	課税限度額 80,000円

所得割：加入者の前年の所得に応じて計算

均等割：加入者1人につきいくらと計算

資産割：加入者の固定資産額に応じて計算

平等割：1世帯いくらと計算

平成15年度分より保険税の計算方法が一部変わりました

保険税の計算式のうち、所得割額の計算方法が、住民税等との整合性をとるために、次のように変わりました。

- ・65歳以上で公的年金を受けている人…雑所得の場合
公的年金特別控除（65歳以上の人のみ17万円の控除）→廃止
- ・勤め先から給与を得ている国保加入者…給与所得の場合
給与所得特別控除（上限2万円の控除）→廃止
- ・家族で事業を行っている人（青色または白色申告者）…事業所得の場合
青色事業専従者給与等控除→適用
- ・長年所有した土地、建物などを手放した人…譲渡所得の場合
譲渡所得にかかる特別控除→適用

詳しくは納税通知書が世帯主あてに送付されていますので、そちらをご覧ください。

物価スライド改定が行われる給付の例 (物価の変動により改定されるもの)	
・老齢基礎年金の年金額	
・遺族基礎年金の年金額	
・障害基礎年金の年金額	
・配偶者加給金額及び、子の加算額	
・老齢厚生年金の定額部分の年金額及び、報酬比例部分の年金額	
・遺族厚生年金の年金額	
・障害厚生年金の年金額	

今回の物価スライドに関する質問等につきましては、役場住民課住民係又は、飯田会保険事務所(0265-121-1)までご連絡ください。

現在使われている高齢受給者証（緑色のもの）の有効期限は平成十五年七月三十一日です。対象者には、新しい受給者証を送付しますので交換

をお願いします。八月一日以後お医者さんにかかる時には、新しい受給者証を保険証と一緒に窓口に提示してください。

対象者は、国保加入者で七十歳以上（昭和七年十月一日以後に生まれた方）で、老人保健に該当していない方です。また、住民税非課税世帯の方の食事代等の減額になる「標準負担額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」も七月三十一日で期限が切れますので、必要な方は更新の手続きをお願いします。

不明な点は住民課国民健康保険係までお問い合わせください。これまで平成十二年度から平成十四年度の年金額については、全国消費者物価指数は下落しましたが、社会経済情勢に鑑み年金額は据え置かれています。

これまでの三ヶ年とは異なり、保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなつていて、事等から、現役世代との均衡を考慮し、また高齢者の生活にも配慮し、本来なら平成十一年から十四年までの物価指数の下落分を改定するところ、平成十四年の全国消費者物価指数の下落分だけの改定を行うこととなりました。

平成十五年度の年金額は、これまでの三ヶ年とは異なり、保険料を負担する現役世代の賃金の低下傾向が明らかとなつていて、事等から、現役世代との均衡を考慮し、また高齢者の生活にも配慮し、本来なら平成十一年から十四年までの物価指数の下落分を改定するところ、平成十四年の全国消費者物価指数の下落分だけの改定を行うこととなりました。

公的年金の物価スライドについて

国民健康保険高齢受給者証等の交換について



農林業公社に新たに二名の職員が加わりました。四月一日に農林業公社事務所で行われた入社式では、社長（村長）から辞令交付が行われ、正式に公社の職員として迎え入れました。

村では、年々増加している遊休農地と、担い手不足の解消のために、去年九月から募集を行い、大勢の応募の中から厳正な選考により、男澤さんと兼宗さんが選ばれました。これからも活躍に期待します。

○写真左側
男澤さん（三十五歳）
公社に入社して早三ヶ月、まだまだわからないことだらけですが、一日も早く戦力になれるようにがんばりたいと思っています。

○写真右側
兼宗さん（三十六歳）
まだ慣れない農業ですが、地域や環境に少しでも貢献出来れば嬉しいです。明るく楽しく頑張りますので宜しくお願いします。



（有）天龍農林業公社 入社式が行われました

「天龍村観光協会」新たな役員構成で発足

観光協会は、ここ数年は主だった活動を行っていませんでしたが、平成13年度に観光と地場産業の発信施設となる「ふれあいステーション龍泉閣」が完成し、観光客の誘客や商業及び農林業の活性化をさらに図るため、天龍村商工会を事務局として、商店を中心に各団体へ会員募集を呼びかけたところ、28者の皆様に観光協会へご加入いただき、新体制で事業を行っていくことになりました。

3月26日に開催された総会では、村長を会長とした新たな役員構成が承認され、今後、様々な活動をとおして地域を発展させていく話し合いが行われました。

役員名と本年度の主な活動内容は、次のとおりです。また、観光協会員は随時募集しておりますので、ご希望される方は、天龍村商工会事務局（電話32-2066）までご連絡願います。

今後共、村民皆様のご協力をお願いいたします。

天龍村観光協会役員名簿（任期：平成15年4月1日～平成17年3月31日）

会長	村長	秦 正	理事	うぐす小梅の会	熊谷 民
副会長	商工会長	上野伊佐雄	"	味の開発研究会	板倉 潮子
"	龍泉閣専務	上原 貞	監事	森下茶園	森下 英人
理事	あいの里早木戸	平松 貞久	"	坂本旅館	坂本 芳子
"	満島食糧販売店	松下 清治	事務局	天龍村商工会	
"	山の宿 加満屋	熊谷 秀敏			※敬称略

15年度の主な活動

- ①天龍村情報誌（創刊号）「龍」の発刊
発行日：平成15年7月10日 発行冊数：2,000部
定価：1,000円（約80ページ）

村の自然・文化・産業・観光・特産・体験イベント等が満載に掲載されている、村の魅力を発信する情報誌。

- ②ミニ観光案内所の設置と看板の制作
龍泉閣・おきよめの湯・おきよめの郷・あいの里早木戸・加満屋・坂本旅館・あしかが、「ミニ観光案内所」として村外の方への観光案内を依頼する。

また、各案内所へは、村内の学生に杉板を利用したアイデアいっぱいの看板を制作してもらい設置する。

- ③「ふるさと夏まつり」への参加
8月15日に行われる「ふるさと夏まつり」へ参加し、帰省者や地域の方々に観光PRと情報誌の販売をする。



去る五月十二日に、田中知事が来村し、お茶摘みの体験と製茶工場の視察をしました。村では、五月四日から、中井侍を皮切りに、一番茶の摘み採りが始まり、知事は「ものづくり現場」の視察などを目的に、十一日から二日間、天龍・南信濃村を訪問し、二日は天候に恵まれた中、朝二日は天候に恵まれた中、朝から中井侍茶生産者組合や地元の宅茶園で説明を受けながら、お茶摘みを行いました。また、中井侍茶生産者組合や地元の方々とお茶を飲みながらの懇談会では、お茶の話に花を咲かせました。

**田中知事
「ものづくり現場」
中井侍で
お茶摘み体験**

農薬取締法が改正されました

消費者の「食」に対する安全性への関心が高まるなか、農家における農薬の使用に係わるモラルの向上を図ることが必要となってきています。

平成15年3月10日から、農薬取締法が改正され農薬の輸入・販売及び使用について規制が強化されました。このため、自家用の農産物への農薬使用についても規制の対象となります。

○農薬取締法改正のポイント

ポイント1：無登録農薬の輸入・製造・販売が禁止となりました。

- ・輸入業者による輸入はもちろん、個人がインターネット等を通じて農薬を輸入することや海外旅行等で購入また、他の人に譲ることも禁止となります。
- ・国内で登録されている農薬と、有効成分が同じ農薬でも国内に輸入又は持ち込みすることはできません。

ポイント2：無登録農薬と使用禁止農薬は使用が禁止されました。

- ・農薬のラベルに登録番号が記載されていない農薬は無登録農薬です。
- ・登録のない農薬を使用することはできません。
- ・人や環境に大きな影響を与える21の農薬の使用が禁止されました。

☆使用が禁止されている21農薬☆

パラチオン・ガンマBHC・メチルパラチオン・DDT・TEPP・エンドリン・水銀剤・ディルドリン・砒酸鉛・アルドリン・2、4、5-T・クロルデン・CNP・ヘプタクロル・PCP・ヘキサクロロベンゼン・PCNB・マイレックス・ダイホルタン・トキサフェン・プリクトラン

ポイント3：守らなければならない農薬基準が設けられています。

- ・農薬のラベルに表示されている使用方法は必ず守ってください。（適用作物以外の作物に使用してはいけません。）
- ・適用作物、使用濃度、使用量、使用回数、使用時期について、使用基準に違反した場合は罰則適用となります。（ラベルに表示されている使用濃度・使用量・使用回数を超えてはいけません。）

※非農用地用除草剤は、農耕地や農耕地のけい畔に使ってはいけません。

詳しい内容及び不明な点についてのお問い合わせは
下伊那農業改良普及センター TEL 0260-22-3199

☆ごみの分別「魔てんぶら油」について

●廃棄時期

繰り返し使っていて、カラッと揚がりにくくなつたとき。(匂いが強く、色が濃くなつたとき)

●ごみの出し方

出す前に、油処理剤で固めるか、ボロ布や新聞紙にしみ込ませます。固めた油や、しみ込ませたボロ布や新聞紙は「燃やすごみ」として出します。

●注意事項

下水、浄化槽、河川へ流さないようにしてください。(厳禁)

理由：油の分解速度は非常に遅く、川に流れ込んだ場合、分解しきれない油が時間の経過とともに酸化し、水中の酸素を消費し生物などに影響を及ぼすことがあります。また、多量に下水へ流すと冷えて固まる下水管が閉塞する恐れがあるからです。



- ・農林水産業を営むために必要な焼却(稲わら、伐採した枝木、海産物の焼却等)。
- ※但し、ビニール類等の焼却は不可。

☆ごみの野外ごの焼却は禁止されています

ごみを捨ててはいけないこ

とは誰でも知っていることですが、野外での焼却が禁止されたことをご存知でしょうか。

廃棄物の中には、燃やした際に悪臭やばい煙、有害物質などが発生し、生活環境に悪影響を及ぼすものがあります。

悪質な野外焼却が後を絶たない状況の中で、廃棄物の處理及清掃に関する法律が改正され、一定の例外を除いて、廃棄物の野外での焼却が禁止となりました。

私たちの健康を守るとともに、美しい環境を次の世代へ引き継いでいくためにも、ご協力ををお願いします。

例は次のとおりです。



「緑の募金」へのご協力ありがとうございました

2003

「ふるさと夏まつり」のお知らせ

・日常生活を営む上で通常行

われる落ち葉等の焚き火、野外炊飯、キャンプファイア等の焼却

問い合わせ先 住民課 生活環境係

・毎年、お盆に開催しています「ふるさと夏まつり」を、本年も八月十五日(金)に天龍中学校グラウンドにおいて行います。当店は、夜店を行じめ、盆踊りや花火の他に各種催しを考えておりますので、みなさま楽しみにしていてください。

今年も八月十五日(金)に天龍中学校グラウンドにおいて行います。当店は、夜店を行じめ、盆踊りや花火の他に各種催しを考えておりますので、みなさま楽しみにしていてください。

なお、皆様から頂いた募金は、合計額十一万七千七百五十円は六月二十二日に郡の緑の募金協会に送金いたしました。

また、募金の還元事業として行います。当店は、夜店を行じめ、盆踊りや花火の他に各種催しを考えておりますので、みなさま楽しみにしていてください。

なお、詳しい内容につきましては、チラシをご覧いただけます。

①緑化木配布 五月十四日
②公共施設植栽(早木戸)
③野鳥の住み良い環境作り(羽衣崎植栽 五月二十六日)

なお、例外となる焼却の事例は次のとおりです。

・国や地方公共団体がその施設等の管理のために行う焼却

・災害の予防・応急・復旧のために必要な焼却



「和知野川キャンプ場」と「ふるさと味覚小屋」のご案内

本年の一月に村内回覧により、和知野川キャンプ場とふるさと味覚小屋の受託者を募集したところ、お一人の方から希望があり、四月から「和知野川キャンプ場関連運営管理組合」の皆さんに営業をお願いしています。

キャンプ場には、毎日管理人が常駐しております。利用者の安全とサービスを行っていたらしくと共に、予約によりゴムボートの川下り体験等も実施しています。また、売店では、五平餅や魚の塩焼き等を販売いたします。

味覚小屋も、七月一日にオープンし、様々なメニューをご用意しています。

夏の暑い季節がやってまいりました。和知野川で思いっきり遊んで、味覚小屋でごゆつくりお食事をされてはいかがでしょうか?

多くの皆様のお越しを組合員一同お待ちしております。

●和知野川キャンプ場(開設期間:四月一日~十月三十日)

●入場料 車一台 六百円
オートバイ一台 三百円
テント料一張り一泊 六百円
ログハウス一棟一泊 八千円
ふるさと味覚小屋

午前十時~午後七時まで
定休日 每週水曜日

感染症(食中毒)に注意しましょう!

感染症(食中毒)を予防する4つのポイント

- 予防の基本は、手洗いどうがいです！
さらに、食中毒を防ぐには、次のことに注意しましょう。
- 細菌やウイルスを食品につけない！
生の魚や肉、野菜には、食中毒を起こす細菌やウイルスのついている場合があります。これらの細菌やウイルスが調理した食品につかないよう、手や調理器具はこまめに洗いましょう。
- 食品についた細菌をふやさない！
細菌は普通、冷蔵庫くらいの温度(5~10°C)で増えにくくなります。
- 食品や調理器具についた細菌やウイルスをやっつける！
食中毒を起こす細菌やウイルスのほとんどは、加熱することによってやっつすることができます。

季節は、とくに腸管出血性大腸菌(O157)などの細菌による感染症が増える季節です。感染症のうち、感染源が食べ物や飲み物の場合に限って、食中毒と呼びます。これらの感染症(食中毒)を防ぐには、正しい知識を身につけることが大切です。そこで、左記に四つのポイントを示しましたので、村民の皆様はこれらのことについてやってください。

今年の四月から、実務研修として県教育委員会事務局から天龍村に派遣されてしましました北島隆英と申します。よろしくお願ひします。

実務研修として今年度多くの県職員が県下の市町村、民間企業、NPO法人等に派遣されておりましたが、この実務研修を通し、直接身近に住民の方と接することにより、県職員の足りない部分、真の住民の声を県政に反映していくにはどうすべきかを勉強させていただくものであります。

役場では、合併対策室への配属となりましたが、今後の村の将来について村民の皆様と真剣に、一緒に考えさせております。多くの住民の方々と様々な意見交換をして、今後のすばらしいまちづくりに向けた取組みができればと思っております。何なりと、お気軽に声を掛けていただければありがとうございます。

また、こちらには、家族四人で岡本地区に住んでいます。



県から実務研修でお世話をになります

北島 隆英

地区の皆様には、温かく迎えていただき感謝しております。小学校四年と一年の一人の息子は、少人数の学校ならではと、いろいろ様々な経験をさせていただいており、少年野球や剣道など、のびのびと楽しく過ごしております。

限られた期間になるかと思いますが、家族ともどもよろしくお願い致します。

伊良湖岬信州には、南米アンデス山脈にしか咲かない幻の球根ベゴニアを見る事ができる伊良湖フリーパーク、恋路ヶ浜や日の出の石門など見所がいっぱい。料金も割安です。

伊良湖を拠点に、フェリーで伊勢志摩へ五十五分、知多へ四十分で行くことができます。

申し込み・お問合せは
伊良湖岬信州
TEL〇五三一-一三五一六九
六〇

夏休みの予定は、もうおきまりですか？
この夏は、伊良湖岬信州に宿泊し、夏を楽しみましょう。

夏!伊良湖へ出かけよう!!

七月一日付で次の者が異動しました。

○総務課

企画財政係長 竹田 順次

○住民課

介護福祉係長 大平 健

○振興課

農務係長 秦 博実

○建設課

上下水道係長 熊谷 弘幸

○収入役室

室長 村松 美里

○教育委員会

学校教育係長 永嶺 誠一

○学校給食

橋本 いせ

○特養天龍荘

生活指導員 宮澤 育子

○養護天龍荘

指導員 瀧澤るみ子

○大平 健 本町・北を担当

○橋本いせ 南下を担当

地区担当
人事異動に伴い地区担当を左記により変更します。

人事異動に伴い地区担当を左記により変更します。
○大平 健 本町・北を担当
○橋本いせ 南下を担当

★天龍村インターネット アドレス★

○ホームページ
<http://www.vill-tenryu.jp>

○メールアドレス
ikenbox@vill-tenryu.jp

- ◎退職
六月三十日付で次の者が退職されました。これからも天龍村の発展のためにご協力をお願い致します。
- 人事異動
鎌倉 ふき(学校給食)